

第9回 通常理事会 議事録

(2023-2024年度 第9回)

日 時：令和6年2月19日（月）15：00～17：30

会 場：神奈川県建築士事務所協会会議室 および WEB会議システム（ZOOMを利用）併用

○	平山 正義	○	山口 英生	○	小松 正道 WEB	○	山口 雄	○	古室 大悟	×	白川 幹	○	鈴木 武昭
○	有泉 絵美	○	名和 靖晃 WEB	△	永島 優子	○	鈴木 與	○	長友 寛昌	○	古谷 雄一	△	高橋 康 WEB
×	大和田 優	○	横山 尊重 WEB	○	福田 亮一	○	田中 正幸	○	矢野 高 WEB	×	奈良 直史	○	伊藤 耕人 WEB
○	杉本 勝郎	○	佐藤 眞吾	△	松井 正	○	酒井 弘幸						
	監事	○	平野 武洋	×	山本 敏夫	○	椋 茂廣				日事連副会長	×	白井 勇
(事務局)磯部事務局長、野口総務課長、 小林業務兼登録課長								議事録作成者：酒井専務理事 (事務局)磯部					

出席者：22名（△は定足数確認時に不在）

司会：古谷総財務委員長

- ・平山会長挨拶
- ・定足数の確認 25名中（ 19 ）名出席。過半数出席のため定款第43条により会議成立を報告。
- ・定款第47条により議事録署名人は会長と出席した監事とした。
- ・定款第42条により会長が議長となり議事を行う。

1 審議事項

第1号議案 会員の入会等について承認を求める件

資料1-1により、磯部事務局長から以下の通り説明。

- ・正会員の入会 （ ）は指定代表者名

横浜支部 株式会社イソダ設計コンサルタント（磯田 和良）

以上、1社の入会が承認された。

- ・正会員の退会 （ ）は指定代表者名

横浜支部 一級建築士事務所のぞみ（望月 達也）
横浜支部 一級建築士事務所クレヨン（平野 淳也）
横浜支部 株式会社K・スペースデザイン（小関 信行）
川崎支部 株式会社岩田建築設計事務所（岩田 敦）
湘南三浦支部 株式会社イソベ・設計室AZM（磯部 東）
秦野支部 新進建設株式会社一級建築士事務所（興津 壮人）

以上、入会 1 社、退会 6 社 現在会員数 7 5 1 社。

・賛助会員の入会 なし

・賛助会員の退会

一般財団法人あんしん財団

以上、入会 0 社、退会 1 社 現在会員数 9 7 社。

・特別会友の入会

川崎支部 株式会社岩田建築設計事務所 岩田 敦

以上、1 名の入会が承認された。 現在特別会友数 7 名。

第 2 号議案 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 SNS 対応について承認を求める件

- ①一般社団法人神奈川県建築士事務所協会「SNS 運用ポリシー」
- ②一般社団法人神奈川県建築士事務所協会「SNS ガイドライン」
- ③SNS 運用願

資料 1-2 により、長友広報情報副委員長から以下の通り説明。

7/11 付けで、木造特別委員会から広報情報委員会へ「神事協公式 Instagram 等アカウント作成について」の検討依頼があり、検討の経過と結果を 1 月 1 9 日の理事会において報告すると共に「SNS ポリシー案」、「SNS ガイドライン」および「SNS 運用願（案）」を検討事項として提出し、ご質問への回答とご意見等を頂きました。ご意見等について、広報情報委員会で再検討を行い、以下の内容としたこと、SNS 運用願に「公開範囲」を追加したことを説明。

①一般社団法人神奈川県建築士事務所協会「SNS 運用ポリシー」（案）

以下は「一般社団法人神奈川県建築士事務所協会」に関するものであり、当サイトにリンクされている他のサイトや神奈川県内にある一般社団法人神奈川県建築士事務所協会の 1 7 の支部については適用されません。

1. 目的

本ポリシーは、一般社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下、「当協会」という。）のSNSアカウント（以下、「当アカウント」という。）の運用方針について定めるものです。

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 *****委員会 X（旧 Twitter）

（@*****、 https://twitter.com/*****）

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 *****委員会 Facebook

（*****、 https://www.facebook.com/*****）

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 *****委員会 Instagram

（*****、 https://www.instagram.com/*****）

2. 基本方針

当アカウントは、当協会が主催・支援するイベントや普及啓発活動、当協会における取組及びその成果、その他の目的を達成するため色々な活動等について情報発信することを通じ、閲覧者に当協会に関する理解を深めていただくことを目的とします。また、当アカウントは、原則として利用者投稿への返信等を行いません。

なお、当アカウントでは、個別の情報提供や相談の受け付けを行いません。

3. 運用方法

当アカウントは、以下のとおり運用します。

（1）発信情報

次の情報を発信します。

- ・当協会が主催・支援するイベントや普及啓発活動に関する情報
- ・当協会が実施又は関連する各種施策等の取組
- ・当協会の活動に関係する会議や講習会等の開催情報等の情報
- ・当協会の活動に係るイベントに関する情報
- ・一般の方や当協会の会員である建築士事務所（以下、「神事協会員」という。）に対して広く周知するべきと考えられる関連情報
- ・その他建築に関連する一般の方に身近な情報、ニーズの高い情報及び周知する必要のある情報
- ・神事協会員の発言、執筆記事及び活動に関する紹介記事（当協会の役職員や神事協会員の日常における経験や感想等。ただし、当協会としての公式見解、方針等を述べるものではありません。）
- ・建築関連の識者による寄稿等

（2）フォロー及び引用・再送信等

国、地方公共団体及び公共性の高い機関・団体のアカウント及びWEBサイト、並びに建築に関し、一般の方や神事協会員に情報提供を行うために有用性が高いと思われるアカウント及びWEBサイトについては、フォロー及びその発信する情報の引用・再送信等をする場合があります。

4. 免責事項

- ・当アカウントの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、当協会は利用者が当アカウントの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
- ・当協会は、利用者により投稿された当アカウントに対する、返信、引用・再送信、コメント等につきまして一切責任を負いません。
- ・当協会は、当アカウントに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。
- ・当協会は、当アカウントについて、予告のない運用中止、投稿等の削除、当アカウント自体の削除を行う場合があります。あらかじめご了承ください。
また、上記措置に対して、当協会及び神事協会員は、それらに関するいかなる責任も負うものではありません。

5. 利用者による書き込みの削除等

以下の各項のいずれかに該当する場合、予告なく投稿の削除またはアカウントのブロック等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ・法令等に違反する内容、又は違反や助長をするおそれがあるもの
- ・特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- ・政治、宗教活動を目的とするもの
- ・著作権、商標権、肖像権等、当協会又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- ・広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ・人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ・虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- ・本人の承諾なく個人情報や特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- ・他のユーザー、第三者等になりすますもの
- ・意見表明無く、当ページの閲覧者を他のWEBサイト等に誘導することを目的とするもの
- ・有害なプログラムへの誘導をするもの
- ・同一のユーザーにより繰り返し投稿される、同一内容のコメントや似通ったコメント
- ・当協会の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ・当協会の発信する内容に関係ないもの
- ・利用するサービスの規約に違反するもの
- ・その他、当協会が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

6. 著作権について

当アカウントで掲載している全ての情報（以下、「コンテンツ」という。）の著作権は、当協会又は正当な権利を有する者に帰属します。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。なお、コンテンツを利用するに当たっては、本ポリシーに同意したものとみなします。

7. 準拠法と合意管轄について

本ポリシーは、日本法に基づいて解釈されます。

本ポリシーによるコンテンツの利用及び本ポリシーに関する紛争については、当該紛争に係るコンテンツ又は本ポリシーを公開している組織の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

8. 運用方針の周知・変更等

本ポリシーの内容は、当協会WEBサイトに掲載します。また、本ポリシーは必要に応じて事前に告知なく変更することがあります。

②一般社団法人神奈川県建築士事務所協会「SNSガイドライン」(案)

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下、「当協会」という。）において、SNSアカウントを活用するにあたって、当協会および当協会の各委員会は、本ガイドラインに従います。

SNSアカウント一覧

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 *****委員会 X (旧 Twitter)

(@*****、 https://twitter.com/*****)

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 *****委員会 Facebook

(*****、 https://www.facebook.com/*****)

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 *****委員会 Instagram

(*****、 https://www.instagram.com/*****)

1. 策定の背景と目的

当協会および当協会の各委員会においては、各種SNSアカウントを立ち上げるなど、SNSを活用した情報発信を行っている。また、プライベートにおいても、SNSを活用する機会が増加し、情報の受発信が行われている。このような状況を踏まえ、当協会および当協会の各委員会が、業務またはプライベートでSNSを安全に利用するための指針として、本活用ガイドラインを策定する。

2. SNSの定義

このガイドラインにおけるSNSとは、Facebook、X (旧ツイッター)、インスタグラムに代表される、登録された利用者同士が交流できるインターネットなどを利用した会員制サービスをさす。

3. SNSの特性と注意点

〈匿名性〉

SNSは、例え匿名による運用であっても、過去の投稿内容や交流相手などから比較的容易に投稿者を特定することが可能である。そのため、実名でアカウントを運用する時と同様に、当協会および当協会の各委員会の一員として、社会的な常識やマナーをわきまえた投稿を心がける。

〈拡散性と双方向性〉

SNSは、情報の拡散スピードが極めて速いことに注意が必要である。発信した情報を利用者が他の利用者と共有したり、気軽にコメントなどの意思表示を行うことにより、情報が急速に拡散する。また、SNS上での話題は、SNS内にとどまらず、各種マスメディアでも取り上げられることにも注意が必要である。

〈リアルタイム性〉

SNSは、インターネットにつながる環境があれば、いつでもどこでもリアルタイムに情報発信を行うことができる。それは、マスメディアと違い、投稿内容について「事前チェック機能がない」ことを意味する。そのため、誤字、好ましくない表現、事実誤認やルール違反が発生しやすい背景があることにも注意が必要である。

〈半永久的に保存される〉

一度でもSNSに投稿された情報は、例え削除したとしても、利用者間で共有されたり、転送やコピーされることで、いつまでもネット上に残り続けることに注意が必要である。

4. 業務編

〈適用範囲〉

この指針は、当協会および当協会の各委員会の広報・公聴活動として、業務のためにSNSを利用する場合に適用する。また、インターネットを利用して当協会および当協会の各委員会名義で情報受発信を行う役職員及び委託業務受託者等に適用する。

〈遵守事項〉

(1) 運営主体・運営ポリシー

公式SNSアカウント作成時は、管理者を定め、事前にアカウントの目的、投稿内容、事前チェックの要・不要などを確認し、プロフィール欄などで運営主体と目的を明らかにする。

(2) 情報発信

公式SNSアカウントにおける情報発信では、当協会および当協会の各委員会としての自覚と責任を持ち、社会的な常識やマナーをわきまえた言動を心がける。

(3) コメントへの対応

SNS利用者の書込みに対して、返信するか否かを検討して決定する。発信した情報に対する意見や質問に対して、必ず返信する必要はないが、運用ポリシーに記載して、利用者の理解を得るよ

うに努める。

(4) 法令・規定・守秘義務の遵守

当協会および当協会の各委員会のサービスや情報の取り扱いに関する規定などを遵守する。また、個人が特定できる写真や映像、文章などを投稿する場合は、事前に本人や所属団体、企業などに了解を得るなど、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権などに十分留意する。

〈トラブル対応時の留意点〉

(1) 批判や苦情が殺到し、收拾がつかなくなった場合（このような状態を「炎上」という。）

(ア) 反論や抗弁は控えるなど、冷静に対応する。

(イ) 一度発信した情報は、利用者間で共有されることで、完全に削除することが困難であるうえ、削除が「隠ぺい」と捉えられ、更なる炎上を招くおそれがあるため、誤った情報を発信した場合には、発信内容を削除するのではなく、誤りを直ちに認め、訂正する。

(ウ) 返信に時間を要する場合は、一旦その旨を返信し、内容が確定した時点で、改めて返信する。

(2) なりすまし（※）が発生した場合

(ア) 当協会および当協会の各委員会が開設したSNSアカウントのなりすましが発生していることを発見した場合は、当該SNSの開設者に削除依頼を行う。

(イ) 必要に応じて、報道機関などへの情報提供を検討する。

(ウ) なりすまし・乗っ取りによる被害を最小限に抑えるため、管理するアカウントについては日ごろからこまめにチェックをする。

※なりすまし：他の利用者のふりをして、インターネット上のサービスを利用すること。

(3) 事実と反する内容が投稿された場合

(ア) 正しい情報を発信し、必要に応じて、正しい情報を発信しているホームページへのリンク等を掲載する。

(イ) 悪質な場合には、運用ポリシーに基づき、削除することを検討する。

5. プライベート編

〈適用範囲〉

この指針は、当協会および当協会の各委員会に所属する者（以下、「役職員等」という。）が、個人の立場でSNSを利用する場合に適用される。

〈遵守事項〉

(1) 当協会の役職員等としての発言

SNSで自身の職務内容や、当協会および当協会の各委員会に関する意見や見解を公開する場合は、身元を明らかにし、免責文をプロフィール欄などに明記する。

(2) 誠実な対応

SNSの利用に当たっては、個人の発言の自由、思想の自由を尊重するが、情報を発信する場合には、当協会および当協会の各委員会の会員としての自覚と責任を持った言動を心掛ける。

意図せずして自らが発信した情報により誤解を生じさせたり、他者を傷つけたりした場合には、その事実を率直に認めて早急に訂正するなど、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努める。

(3) 法令・規定・守秘義務の遵守

当協会および当協会の各委員会等のサービスや情報の取り扱いに関する規定などを遵守する。

なお、これらの規定等に違反した場合は、規定や規則に則った処分を受けることがある。

また、個人が特定できる写真や映像、文章などを投稿する場合は事前に本人や所属団体、企業などに了解を得るなど、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権などに十分留意する。

(4) 関係の強要はしない

SNSにおいては、業務とプライベートとのけじめをつけ、相手との距離感を正しく認識する。特に職場の上司や同僚であることを理由に、「友達」になることや返信・コメントを強要することなどは、パワーハラスメントに当たるため行わない。

6. 禁止事項

当協会の役職員等は、SNSアカウントの業務及びプライベートでの利用にあたっては、以下の行為を含む投稿は行いません。

- ・当協会および当協会の各委員会（委託業務受託者を含む。以下同じ。）、他の利用者又は第三者の、肖像権、著作権又は知的財産権の侵害行為。
- ・当協会および当協会の各委員会、他の利用者又は第三者の信用、財産またはプライバシー等の侵害行為。
- ・当協会および当協会の各委員会、他の利用者又は第三者への、名誉棄損行為または誹謗中傷行為。
- ・メールアドレス、住所、電話番号、肖像、日常の行動、その他のプライベート情報等の個人情報や本人及び関係者の事前の承諾なく、他の利用者や第三者に送付、伝達、開示、複写又は書き込みをする行為。
- ・他の利用者、第三者の著作物を本人及び関係者の事前の承諾なく、他の利用者や第三者に送付、開示、複写、書き込みをする行為。
- ・名誉毀損行為、差別行為、脅迫行為、風説の流布又は猥褻行為（不特定・多数の者を対象とする場合も含む。）。

- ・他人の氏名やアカウント又はアドレスを使ったコンピュータへの侵入行為。
- ・当協会および当協会の各委員会の運営を妨げる行為、社会的信頼を毀損する行為又は他の利用者もしくは当協会へ不利益を与える行為。
- ・公序良俗に反するものや犯罪行為又はそれらと関連が認められる行為。
- ・法令違反行為又はそれらと関連が認められる行為。
- ・猥褻な映像・音声・図柄・文字等の情報を提供する行為。

7. 当該ガイドラインの変更

当該ガイドラインは必要に応じて、利用者への予告なく、内容を変更できるものとする。

③一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 SNS 運用願 (案)

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 SNS 運用願

年 月 日

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会会長 殿

以下のSNS運用方針の通り、SNSの開設及び運用を行いますので、承認をお願いします。

また、開設及び運用にあたり、(一社)神奈川県建築士事務所協会「SNS運用ポリシー」及び「SNS活用ガイドライン」を遵守いたします。

SNS運用方針	
開設所属 (申請者)	(〇〇委員会等)
管理者	
担当者	
投稿する内容	
利用目的	
利用するSNSの種類	<input type="checkbox"/> X (旧 Twitter) <input type="checkbox"/> Facebook <input type="checkbox"/> Instagram <input type="checkbox"/> その他 ()
公開範囲	<input type="checkbox"/> 不特定多数 <input type="checkbox"/> その他 ()
アカウント登録 URL	
アカウントパスワード	
協会会員以外の投稿に対する返信	(返信しない場合) 個別の回答は行いませんので、あらかじめ御了承ください。 (返信する場合) 運用者は必要に応じて回答を行います。 ただし、運用者が 全ての投稿を閲覧し投稿に対して回答することを保証するものではありません。
備考	

(その他)

1 注意事項

以下に定める投稿は禁止しておりますので、予告なく削除することがあります。

- (1) 法律、法令等に違反する内容、又は違反するおそれがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗(ひぼう)中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権など(一社)神奈川県建築士事務所協会又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (6) 人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容及び根拠のないもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報や特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) その他、(一社)神奈川県建築士事務所協会が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

2 知的財産権

当ページに掲載している個々の情報(テキスト、画像等)に関する知的財産権は、(一社)神奈川県建築士事務所協会又は原作者に帰属します。

また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

3 免責事項

- (1) (一社)神奈川県建築士事務所協会は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルにより、利用者又は第三者に生じたどのような損害についても、一切の責任を負いません。
- (2) (一社)神奈川県建築士事務所協会は、予告なく運用ポリシーの変更や運用方法の見直し又は運用を中止する場合があります。

(質疑等)

- ・青年部会運営委員会Instagramのルールとして、フォロー返しが必要となっているが。
→ 細かいルールについては、その都度、委員会で判断して頂くしかない。
- ・セキュリティ(2段階承認)の考え方は。
→ 委員会毎に対応頂きたい。
- ・本会のSNSは作成しないとなっているが、あった方が良いのでは。
→ あえて委員会のみとしたので、ご対応をお願いします。

以上、原案通り、①「SNS運用ポリシー」、②「SNS活用ガイドライン」および③「SNS運用願」が承認された。

第3号議案 令和6年度単位会組織強化支援事業の申請を正副会長の専決事項とすることについて承認を求める件

資料 1-3 により、磯部事務局長、平山会長から以下の通り説明。

1月19日開催の理事会において、標記事業申請について各委員会へお願いをしましたところ、複数（以下参照）の申請があり、調整が必要となったことから、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会へ申請する事業について、正副会長の専決事項とさせて頂きたい旨を説明。

<提出委員会>

- ・業務支援委員会
- ・青年部会運営委員会
- ・景観・まちづくり特別委員会

<参考 申請条件等>

申請件数：1単位会あたり、3件を上限とする。

ただし、複数承認された場合でも、支援金額の合計は100万円を上限とする。

提出期限：令和6年2月29日（木）必着

以上、提案通り、正副会長の専決事項とすることが承認された。

また、申請内容については、次回理事会で報告することとした。

第4号議案 当会職員関係規程の改定について承認を求める件

- ・育児・介護休業および育児・介護短時間勤務に関する規程の改定
- ・正職員就業規則の改定

資料 1-4 により、磯部事務局長から以下の通り説明。

いずれも新旧対照表は、事前送付の添付ファイルでご確認をお願いしていることも併せて説明。

「育児・介護休業および育児・介護短時間勤務に関する規程（書式含む）」の改定について
(理由)

令和3年6月に育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）が改正（出生時育児休業（産後パパ育休）制度の新設）されたことに伴う改定であることを説明。

「正職員就業規則」の改定について
(理由)

①令和4年4月1日に施行されたパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）で、職場におけるパワハラ防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務付けられたため。

○事業主の方針の明確化及びその周知・啓発：第42条の改定、第43条から第45条の削除

「育児・介護休業および育児・介護短時間勤務に関する規程」にもハラ関係の記載あることから、禁止行為として就業規則にまとめて記載し、分かりやすくした。

○苦情などに対する相談体制の整備（相談窓口の設置）

○害を受けた労働者へのケアや再発防止 等：第43条および第44条の新設

②その他所要の改定

- ・第14条第4項：パワハラにあたるため削除
- ・第30条第1項第1号：法定休日を1日設定する必要があるため。
- ・第33条第3項の新設（以降項ずれ）：対象を明確化するため。

- ・第57条第2項第9号：記載条文の明確化のため。

(ご意見等)

- ・他にも修正が必要な部分もあると思われる。

以上、原案通り改定が承認され、令和6年4月1日から施行とした。

併せて、以下の規程も同様に改定することとした。

「一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 嘱託職員就業規則」

「一般社団法人神奈川県建築士事務所協会 臨時職員就業規則」

第5号議案 定款施行細則第8条による本会が推薦できる理事(案)として打診することについて承認を求める件

資料1-5により、磯部事務局長及び平山会長から以下の通り説明。

以下の方々を定款施行細則第8条第1項により推薦をしたいと考えていることを説明。まずは本人へ意向打診することについて提案。

理由は、前年度の総会前の理事会で制度上不承認となってしまったため。

任期は、令和5-6年度とし、現在の理事と同じであることを説明。

ブロック名	支部名	事務所名	氏名
横浜	横浜	(株)ワタナベ福祉設計一級建築士事務所 (現 「住・緑・家」運営特別委員長)	渡邊 靖
横須賀	横須賀	(株)アスデック建築事務所 (現 会報誌編集特別委員長)	小泉 厚
横須賀	横須賀	Archi-JAM Workshop(同) (前 業務支援委員長)	小山美智恵
湘南	鎌倉	(株)悟工房一級建築士事務所 (現 木造特別委員長)	山中 信悟

(ご意見等)

- ・支部長へも了承頂く必要があると思いますが。
→ 本人が了承頂ければ、支部長へお話しします。
- ・理事となった場合の担当は。
→ 未定ですが、検討はしている。

以上、提案通り意向打診することが承認された。

2 報告事項

第1号報告 マロニエ BIM コンペかながわ2024 実行委員会委員の報告(正副会長専決)

資料2-1により、磯部事務局長が前回理事会で正副会長の専決事項となりました、標記実行委員会の委員を以下の通り報告。

担当副会長：山口 英生(横浜支部 港設計一級建築士事務所)

支 部 名	氏 名	事 務 所 名
横浜支部	村屋 羊	(株)アーキテクト・アソシエイツ・ヨコハマ
川崎支部	田中 成佳	田中建築設計事務所
横須賀支部	佐山 希人	(株)佐山建築研究所一級建築士事務所
湘南三浦支部	清水 淳	アーキラボ一級建築士事務所
藤沢支部	早川 慶太	はやかわ建築計画
鎌倉支部	島田 浩由	(株)アット・ピース・アーキテクト
秦野支部	小泉 学	(株)コイズミー一級建築士事務所
秦野支部	樺島進一郎	(株)コラム一級建築士事務所
厚木支部	山宮 康延	(株)小林建築事務所
海老名支部	仙波 弦	(株)SAIplus 建築設計事務所
相模原支部	豊田 啓吾	スペースクリエイターフィット
相模原支部	池田 大樹	みんなの支え二級建築士事務所
県西支部	秋山開次郎	(株)秋山設計

・山口英生副会長から3月上旬にキックオフミーティングを開催予定であることが報告された。

第2号報告 建築士事務所登録（1月）の報告

資料 2-2 により、磯部事務局長が報告。

<新規登録事務所>

1月 一級：15件、二級：7件、木造：0件

<更新登録事務所>

1月 一級：62件、二級：24件、木造：0件

<登録証明発行>

1月：16件

以上、1月手数料収入合計：1,579,400円。

<変更>

1月 一級：77件、二級：13件、木造：0件

<廃業>

1月 一級：16件、二級：3件、木造：0件

<期間満了抹消>

1月 一級：1件、二級：0件、木造：0件

<閲覧> 1月：11件

3 検討事項

(1) 災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定(案)について

- ・資料3-1により、酒井専務が「災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定(案)」と「災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定書実施要綱(案)」を説明。

災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定書(案)

神奈川県(以下「甲」という。)、一般社団法人神奈川県建築士会(以下「乙」という。)、一般社団法人神奈川県建築士事務所協会(以下「丙」という。)、公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部神奈川県(以下「丁」という。)、公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会(以下「戊」という。))及び一般社団法人全国木造建設事業協会(以下「己」という。))は、災害時に被災者の住宅再建を支援する相談業務(以下「被災住宅相談」という。))に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、神奈川県内(以下「県内」という。))で災害が発生した場合における被災住宅相談の実施について、必要な基本的事項を定めるものとする。

(被災住宅相談の支援要請)

第2条 甲は、乙、丙、丁、戊及び己に対して被災住宅相談の支援を要請(以下「支援要請」という。))することができる。

(被災住宅相談の方法)

第3条 乙、丙、丁、戊及び己は、甲から支援要請がなされたときは、次の各号に定める被災住宅相談を実施する。

- (1) 乙、丙、丁及び戊に所属する建築士である被災住宅建築士相談員(以下「建築士相談員」という。))による電話相談、窓口相談及び現地相談
- (2) 己に所属する事業者の職員である被災住宅技術者相談員(以下「技術相談員」という。))による現地相談
- (3) その他、宅地建物取引士、マンション管理士等住宅再建に必要な知見を有する専門家(以下「専門相談員」という。))による電話相談等

(被災住宅相談の内容)

第4条 乙、丙、丁、戊及び己が行う被災住宅相談の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 前条第1号の相談にあつては、修繕及び建替え等住宅再建に関する技術的助言
- (2) 前条第2号の相談にあつては、修繕及び建替えに係る工事や見積もり等に関する助言
- (3) 前条第3号の相談にあつては、住宅再建に伴い必要となる手続き等に関する助言

(被災住宅相談の手順)

第5条 甲は、前項の被災住宅相談を実施する窓口の開設及び運営に当たって、市町村と連携し、場所の確保等を行う。

2 乙、丙、丁、戊及び己は、甲の支援要請に応じて被災住宅相談を実施するため、建築士相談員、技術相談員及び専門相談員(以下「相談員」という。))を確保し手配する。

(被災住宅相談の周知)

第6条 甲は、被災住宅相談の実施について、市町村と連携して県民へ周知するとともに、乙、丙、丁、戊及び己に対し県民への周知を要請するものとする。

(被災住宅相談に要する費用)

第7条 被災住宅相談に要する費用は、原則無償とする。

(その他)

第8条 この協定に基づく被災住宅相談の実施体制及び実施方法等の具体的内容は、災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定書実施要綱に定め、そのほか必要な事項については、その都度甲と乙、丙、丁、戊及び己が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を6通作成し、甲乙丙丁戊己記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 6 年 月 日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知 黒岩 祐治



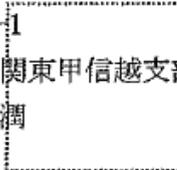
乙 神奈川県横浜市中区太田町 2-22
一般社団法人 神奈川県建築士会
会長 上原 伸一



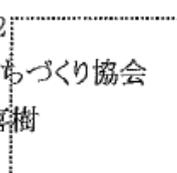
丙 神奈川県横浜市中区不老 3-12
一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会
会長 平山 正義



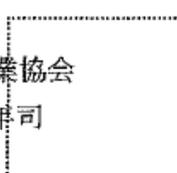
丁 神奈川県横浜市中区不老町 1-1-1
公益社団法人 日本建築家協会関東甲信越支部 神奈川地域会
代表 柳澤 潤



戊 神奈川県横浜市中区太田町 2-22
公益社団法人 かながわ住まいまもづくり協会
会長 長田 喜樹



己 東京都中央区八丁堀 3-4-10
一般社団法人 全国木造建設事業協会
理事長 大野 年司



災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定書実施要綱（案）

制定 令和 6 年 月 日

（趣旨）

第1条 この要綱は、災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定書(以下「協定書」という。)に基づき行う被災住宅相談業務(以下「被災住宅相談」という。)について、実施体制及び実施方法等に関し必要な事項を定めるものである。

（派遣事務局）

第2条 協定書第2条の規定により神奈川県(以下「甲」という。)の支援要請を受けて被災住宅相談を実施する一般社団法人神奈川県建築士会(以下「乙」という。)、一般社団法人神奈川県建築士事務所協会(以下「丙」という。)、公益社団法人日本建築家協会関東甲信越支部神奈川地域会(以下「丁」という。)、公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会(以下「戊」という)及び一般社団法人全国木造建設事業協会(以下「己」という。)は、被災住宅相談の実施を統括する乙、丙、丁、戊及び己の被災住宅相談担当者からなる神奈川県被災住宅相談員派遣事務局(以下「派遣事務局」という。)を設置する。

（相談員）

第3条 協定書第3条第1号の被災住宅建築士相談員(以下「建築士相談員」という。)は、乙、丙、丁及び戊が実施する災害時住宅相談体制及び被災住宅建築士相談員募集説明会を受講し、被災住宅建築士相談員名簿に登録した者とする。

- 2 建築士相談員は、派遣事務局が実施する建築士相談員スキルアップ講習会を受講するよう努めなければならない。
- 3 協定書第3条第2号の被災住宅技術相談員(以下「技術相談員」という。)は、己が実施する講習会を受講し被災住宅技術相談員名簿に登録した者とする。
- 4 派遣事務局は、第2条に規定する派遣事務局の担当者名簿、第3条第1項に規定する建築士相談員名簿(次条に規定する地域リーダー及びサブリーダーを表示する)及び同条第3号に規定する技術相談員名簿を毎年度作成、更新し、甲に毎年度6月末に提出するものとする。

（地域リーダー及びサブリーダー）

第4条 建築士相談員の派遣調整等を行うため、神奈川県域を7つに区分した地域を管轄する地域リーダー及び地域を細分した地区を管轄するサブリーダーを置く。

- 2 地域リーダー及びサブリーダーは、乙、丙、丁が協議して選出するものとする。
- 3 他の地域からの建築士相談員の応援が必要となった場合、当該地域リーダーは、他の地域リーダーと応援についての調整を行うこととし、地域内の他地区からの建築士相談員の応援必要となった場合、当該地区のサブリーダーは、他の地区のサブリーダーと応援についての調整を行う。

（被災住宅相談の実施）

第5条 被災住宅相談は、次により実施する。

- (1) 甲は、被災市町村と調整のうえ、被災住宅相談の実施について派遣事務局に支援要請する。
- (2) 派遣事務局は、甲からの支援要請を対象市町村の建築士相談員並びに地域リーダー及びサブリーダーに連絡する。

- (3) 地域リーダー及びサブリーダーは、建築士相談員と日程調整し、調整結果を派遣事務局に報告する。
- (4) 派遣事務局は、前号の調整結果により作成した被災住宅相談実施計画案(以下「実施計画案」という。)を甲に提出し、甲は実施計画案に基づき当該市町村と相談窓口の設置等について調整する。
- (5) 当該市町村との調整により、甲は実施計画を作成し、派遣事務局に通知する。
- (6) 建築士相談員は、実施計画に基づき窓口相談を実施する。
- (7) 建築士相談員は、協定書第3条第2号に規定する現地相談が必要であると判断される場合、その旨を派遣事務局に連絡する。
- (8) 前号の連絡を受けた派遣事務局は、技術相談員の派遣について調整し現地相談を実施する。
- (9) 協定書第3条第3号に規定する被災住宅相談は、派遣事務局が関係団体と調整のうえ専門相談員に被災住宅相談を依頼するものとする。
- (10) 建築士相談員は、被災住宅相談結果を当該市町村に提出するものとし、市町村は、この被災住宅相談結果を甲に、甲は、派遣事務局に送付する。被災住宅相談結果を受理した派遣事務局は、それをサブリーダー及び地域リーダーに報告するものとする。
- (11) 技術相談員及び専門相談員は、被災住宅相談結果を派遣事務局に提出するものとし、派遣事務局は、この被災住宅相談結果を甲に報告し、甲は当該市町村に報告する。
- (12) 地域リーダー及びサブリーダーが不在の場合は、地域リーダーを派遣事務局に、また、サブリーダーを地域リーダーに読み替えるものとする。

(被災住宅相談結果の共有)

第6条 被災住宅相談の事後対応するため、被災住宅相談結果は、当該市町村及び甲並びに派遣事務局及び地域リーダー等の関係者が共有するものとする。

(被災住宅相談に要する費用)

第7条 派遣事務局担当者並びに建築士相談員、技術相談員及び専門相談員(以下「相談員」という。)の被災住宅相談に係る報酬及び交通費は、原則無償とする。

2 相談員の確保や相談員の講習等災害時住宅相談の体制整備に係る経費並びに被災住宅相談の実施に必要な腕章等の備品に係る費用及び相談員が相談業務により負傷、疾病又は死亡した場合における傷害保険の加入に係る費用に等については、甲、乙、丙、丁、戊及び己が協議するものとする。

3 甲は、傷害保険の加入について、あらかじめ損害保険会社と調整するものとする。

4 前各項に関わらず甲は、被災住宅相談に要する費用の確保に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 派遣事務局、地域リーダー、サブリーダー及び相談員は、被災住宅相談において知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づきこれを保護するものとする。

(その他)

第9条 この要綱の定めのほか必要な事項は、甲、乙、丙、丁、戊及び己が協議のうえ定めるものとする。

(附則)

1 この要綱は、令和6年月日から施行する。

- ・参考に現在当会が神奈川県と締結している協定書の内容を説明。

災害時における住宅再建に係る相談業務に関する協定書

神奈川県知事（以下「甲」という。）と一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会（以下「乙」という。）とは、災害時における住宅再建に係る相談業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、神奈川県内（以下「県内」という。）における災害発生時において、被災住宅の早期再建に資するために行う相談業務の実施について必要な基本的事項を定めるものとする。

（住宅相談の方法）

第2条 乙は、甲の要請を受けたときは、次の各号に定める住宅相談を実施する。

- （1）建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に定める建築士（以下「建築士」という。）が行う被災住宅の現地巡回相談
- （2）建築士が行う窓口相談及び電話相談（以下「窓口相談等」という。）

（住宅相談の内容）

第3条 乙が行う住宅相談の内容は、次の各号のとおりとする。

- （1）建替え及び修繕に関する相談
- （2）応急危険度判定の結果及び損壊状況に関する相談

（住宅相談の手順）

第4条 乙は、甲からの協力要請に応じて、窓口相談等を実施するための窓口を県内に設置し、被災した県民からの住宅相談に対応し、県民の住宅の早期復興を支援するものとする。

2 甲は、前項の窓口の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

（住宅相談の周知）

第5条 甲は、乙が行う住宅相談について、県内での周知に努めるものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が行う相談業務に係る費用の負担については、別に定める。

(協議)

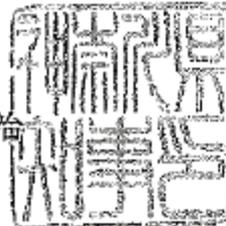
第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第8条 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年10月18日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 横浜市中区不老町3丁目12番 加瀬ビル2F
一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会
会長 白井 勇

- ・令和6年2月15日開催 令和5年度第5回災害時住宅相談体制整備検討会の資料により、「災害時における住宅等の再建に係る相談体制の検討について」の概要を説明。

現在、県内建築3団体（建築士会・事務所協会・J I A 神奈川）と（一社）全国木造建設事業協会神奈川県協会、（公社）かながわ住まいまちづくり協会・県・政令市等が、共同で、神奈川県内における災害発生時被災住宅の早期再建に資するための相談体制について検討を進めている。

経緯

令和元年台風15号と19号の被災者を対象に、神奈川県と建築士会・事務所協会・まちづくり協会の3団体が、「かながわ災害時建築相談対策協議会」を結成し相談業務を実施した経緯があり、その体制を発展・拡大・強化させ、より一体性のある、かつ、恒常的な体制づくりが必要として、まちづくり協会の事務局として検討を進めている。

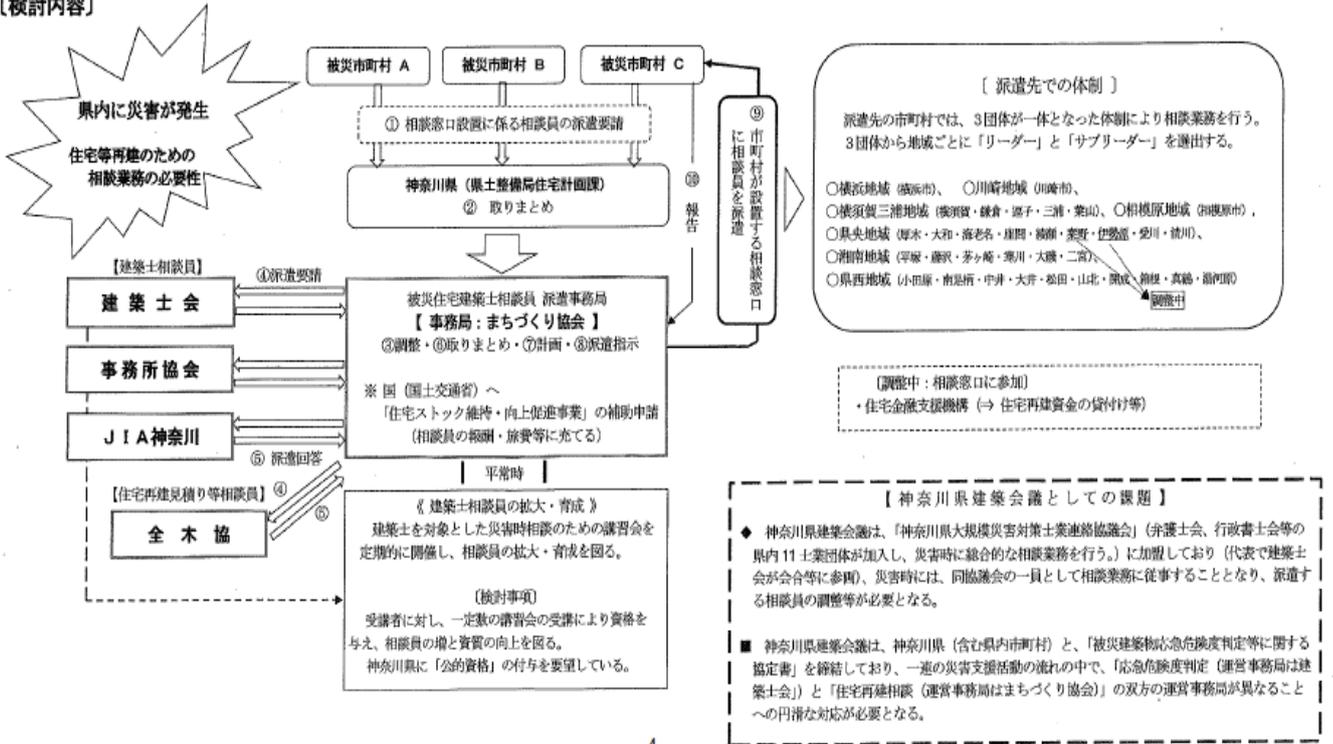
【現行】

- 「神奈川県」と「建築士会」：災害時における住宅再建の相談業務の協定
- 「神奈川県」と「事務所協会」：災害時における住宅再建の相談業務の協定
- 「横浜 市」と「J I A 神奈川」：災害時における住宅再建の相談業務の協定
- 「神奈川県」と「まちづくり協会」：災害時における住宅再建の相談業務の協定

各団体が個別に
県又は横浜 市と協定を締結
各団体が個別に、県内・市内の
相談業務に従事することとなる。

迅速かつ効果的・効率的に実施するため
にも、各団体がまとまって一体性のある、
かつ、恒常的な相談体制の構築が望まれる。
神奈川県との災害時
相談協定を全木協を
加えて一本化する。

【検討内容】



- ・神奈川県建築会議（士会、J I A、事務所協会）は、神奈川県（県内市町村を含む）と「被災建築物応急危険度判定等に関する協定書」を締結していることを報告。
- ・神奈川県は、2023年度内の締結を希望していることを報告。

（ご意見等）

- ・協定書の第7条「被災住宅相談に要する費用は、原則無償とする。」とあるが、現協定の第6条のように「相談業務に係る費用の負担については、別に定める。」と出来ないのか。
 - 意見は出した。また、別に定めるとあるが、現状は何も定めていない状況であることを報告。
 - また、県が調べたところ、平成30年西日本豪雨、2019年台風19号（長野県）では、相談実施団体が費用負担をしたが、結果的には、国へ補助金申請をし、費用の支払いをしたとのことです。
- ・実施要綱の第7条第1項にも「派遣事務局担当者並びに建築士相談員、技術相談員および専門相談員の被災住宅相談に係る報酬及び交通費は、原則無償とする。」となっているが。
 - 県として、予算化が出来ない。また、国の補助金も確約できないため。
 - 県は有事に備えてルール化したい意向。
 - 第4項に「甲は、被災住宅相談に要する費用の確保に努めるものとする。」と記載があり、前向き

な内容となっている。

- ・仕事がつなげるために無償でやる（屋根、耐震など）怪しい業者がいる。
こういう人たちに情報が流れている可能性もある。無料だと責任感がなくなるのでは。
- ・窓口相談は、無料とし、現地相談は、有料としては。
- ・応急危険度判定の場合は。
→ 現状、行政が担任している状況。
- ・相談員自身が被災者である場合、保険も自身で入らなければならないのは、厳しい。
命の話がない。きれいごとばかりが記載されている印象。
- ・士会と J I A は、個人。事務所協会は、業者。であるが、相談員自身に事故があった時は労災となるのか。応急危険度判定は、保険に加入しているようだが。
→ 保険加入は、検討中のようです。
- ・相談窓口は、有償とすべき。ただし、営業はしない事が条件。
- ・トラブルが発生した場合の責任は、個人、団体、行政のどこでしょうか。
→ 建築士の責任は、無料相談でも生じる。そのため、いい加減な回答をしたら責任問題となる。
また、最終的には、相談員を派遣した団体にも責任が生じる可能性がある。
有償の場合は、対応した方の責任になる。
- ・相談業務は、罹災証明が出る前か、出た後か。
→ 両方である。
- ・相談員を守るため、同意書（手術の承諾書のようなもの）が必要では。悪意を持った方への対応。
→ 相談員のスキルの問題にもなるため、マニュアル等は必要と考える。
- ・横浜支部では、住宅相談を実施しているが、相談内容は多岐に渡る。そのため、最低限のマニュアル作成が必要と考える。
- ・協定書の締結と要綱の締結は、同時にする必要がありますか。
- ・無償と責任の問題の解決が必要では。
- ・会員、所員を守るためにも、なんでも無償はあり得ない。今後、仕事もなくなってしまう。

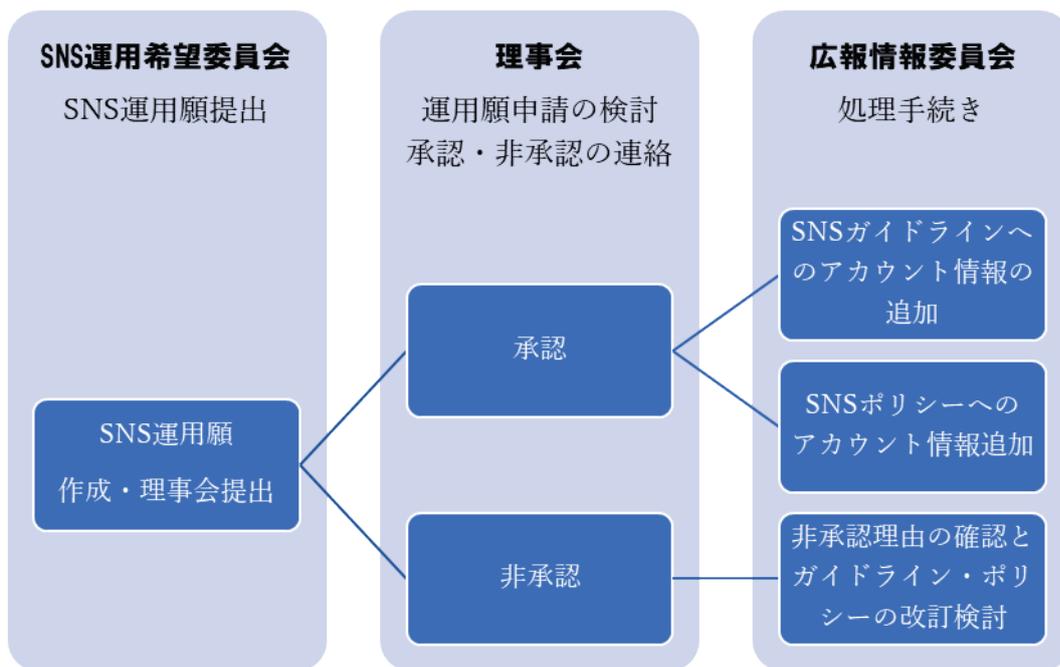
以上のような意見が出された。

- ・今後の進め方について、以下の問題点の整理が必要。
 - ①責任は、建築士資格なので、仕方がないが、マニュアル等は必要。
 - ②相談無償について、県は費用を出せない。解決のすべはあるのか。意見の表明はすべき。
→ 協定を締結する 5 団体で足並みを揃える必要があるため、他団体の情報をつかむこと。
3 団体（士会、J I A、事務所協会）で協議後、正副会長で精査し、次回の理事会へ上程予定とした。

(2)「SNS承認願」についてのワークフロー（案）について

- ・追加資料 3-2 により、長友広報情報副委員長から「SNS承認願」についてのワークフロー（案）を以下の通り説明。意見等を求めた。

● SNS運用願のワークフロー



①理事会承認後、運用願を事務局で保管（保管方法：紙およびデータ）する。
不承認についても、保管が必要でしょうか

→ 不承認の場合は、保管不要。

②承認に伴う、「SNS運用ポリシー」および「SNSガイドライン」の改訂について、
理事会承認は不要で良いでしょうか。

→ アカウント追加による改訂については、理事会の承認不要。
内容の改訂は、理事会承認が必要。

4 各委員会報告等

①委員会報告

・資料 4-1 等により各委員会から報告された。

総財務委員会：2/1

業務支援委員会：1/23、2/9

広報情報委員会：2/15

・HP改訂の考え方について、小規模は、各委員会。大規模は、広報情報委員会だと考えている。

ブロック支部委員会：2/5

・6/15 地引網実施（青年部会運営委員会とコラボ企画を検討。埼玉会を招待予定。）

法制委員会：開催なし

指導委員会：2/8

青年部会運営委員会：開催なし

建築物耐震改修評価特別委員会・専門員会：開催なし

「住・緑・家」運営特別委員会：2/15

マンション等の大規模修繕業務特別委員会：2/9

景観・まちづくり特別委員会：開催なし

災害時対策特別委員会：開催なし

会報誌編集特別委員会：開催なし

木造特別委員会：1/30、2/15

②「会員サポートセンター」開設に向けた進捗報告（業務支援・広報情報）

・資料 4-2 により、鈴木業務支援委員長および長友広報情報副委員長から以下の通り報告された。

<業務支援委員会>

・「会員サポートセンター」チラシのキャッチコピーを以下とした。

「いいじゃんサポセン」

いいじゃん1：仕事でつながり仕事がつながる、協力事務所と他土業の紹介サービス。

いいじゃん2：見逃し配信の講習会アーカイブと年間講習会スケジュール。

いいじゃん3：助かる支援サービス開始。ホームページ開設から事業継承まで。

いいじゃん4：困ったときの保証サービスが充実。

・協力事務所紹介サービスの登録内容の変更方法について、変更届（案）を作成し、検討中。

現在登録数：52事務所。

・神奈川県行政書士会との協定締結について、年度内を希望されているが、現在調整中。

内容が固まった段階で理事会へ提出予定。

・他団体との協定締結後の運用について（担当委員会を検討中）

・講習会等の動画配信に関するルール作りについて検討中。

<広報情報委員会>

○今後のスケジュールと流れについて

・3月上旬 デモサイト作成（3/7までにデータアップ） ※3/21理事会で確認

・3月下旬 サイト本アップ

・「会員サポートセンター」チラシ作成・印刷・配布

・建通新聞に記事と広告を掲載 → 内容検討中。

○紙チラシ作成について

・業務支援委員会から頂いたキャッチコピーを基に案を検討。裏面は、神事協の紹介を掲載予定。

次回業務支援委員会・広報情報委員会合同委員会：令和6年3月11日

③マンション等の大規模修繕対応事務所推薦規定の改定について（報告）

- ・資料 4-3 により、鈴木與マンション等の大規模修繕業務特別委員会担当理事から以下の通り改定が報告された。

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会
マンション等の大規模修繕対応事務所 推薦規定

平成 24 年 4 月 26 日 制定
平成 26 年 3 月 13 日 改正
令和 元年 7 月 3 日 改定
令和 6 年 2 月 9 日 改定

1. 依頼者、相談者より、マンション等の大規模修繕業務対応登録事務所（以下「登録事務所」という。）の推薦を求められた場合は、マンション等の大規模修繕業務特別委員会（以下「本特別委員会」という。）にて検討し、委員長名で依頼者・相談者に推薦する。
2. 推薦根拠は、次の優先順で該当する登録事務所を本特別委員会で検討し、選択する。
 - 第 1. 募集
 - 第 2. 実績
 - 第 3. 地域性
 - 第 4. 貢献度
 - 第 5. 推薦事務所が多数の場合は、推薦回数の多い事務所は、辞退を依頼する場合があります。
3. 推薦する登録事務所は、原則複数（3 事務所以上）とする。
4. 管理組合（発注者）より、コンサルタントの引き合いがあった場合、登録事務所に公募を行う。

参加応募があった登録事務所に対し、本特別委員会は、上記 2、3 の選定を行う。
条件を満たした登録事務所を管理組合（発注者）に推薦する。
5. 推薦された登録事務所が、受託できた場合は速やかに本特別委員会に報告を行う事。

受託報告は、書面（書式は任意。PDF ファイル化したもの）にて行う事。
受託報告書は、本特別委員会宛てに、一般社団法人神奈川県建築士事務所協会にメールにて報告する事。
6. 契約を完了した時点で、本特別委員会宛てに、契約書の写し（PDF ファイル化したもの。）を一般社団法人神奈川県建築士事務所協会にメールにて報告する事。

本特別委員会は、年度毎に契約書をファイルにまとめる。

7. 紹介後、一月以上受託者からの連絡がない場合は、本特別委員会が管理組合（発注者）に確認を行う。

確認が取れ次第、結果を推薦事務所に報告する。

結果報告があるまで、推薦事務所は管理組合（発注者）、本特別委員会、事務局への問い合わせは行わない。

8. 業務履行事務所は、業務完了時、業務完了報告書（書式は任意。PDFファイル化したもの。）を本特委員会宛てに、一般社団法人神奈川県建築士事務所協会へメールにて報告する事。

本特別委員会は、年度毎に業務完了報告書をファイルにまとめる。

9. 受託登録事務所は、業務完了後、事務手数料として、報酬額（税込み）5%を速やかに一般社団法人神奈川県建築士事務所協会指定口座に支払う事とする。

<各書類提出先：神奈川県建築士事務所協会> Mail : info@j-kana.or.jp

<振込先>

横浜銀行 関内支店 普通 口座番号 1041842

名称 一般社団法人神奈川県建築士事務所協会

- ・事務手数料を10%から5%へ改定した。
- ・推薦規程の運用開始は、令和6年度からとすることを併せて報告。

④2/9 ワンコインナイト（夜学の会）の実施報告（青年部会運営委員会）

- ・資料4-4により、有泉青年部会運営委員長から以下の通り実施が報告された。
正副会長、相談役よりご厚志をいただきました。また当日は、千葉会の井桁会長はじめ、定員を上回る多くの方々（32名）に参加頂いたことが報告された。

5 日事連関係の報告

(1) 2/5 関東甲信越ブロック協議会会長会議

- ・山口英生副会長より、以下の2点を報告。

①令和6・7年度日事連会長候補者の2次推薦について

- ・近畿ブロックより、京都会会長の上野氏が一次推薦されたこと。
関ブロとして、当会の白井様を二次推薦することが決定されたことが報告された。

②能登半島地震の義援金について

- ・日事連の対応として、石川会（100万）、富山会（50万）、新潟会（50万）を贈ることを決定。
また、災害復興支援センターを設置すること。
- ・関ブロとしては、石川会（100万）、富山会（25万）、新潟会（25万）を贈ることを決定した

